

平成23年(ヨ)第1号

温泉施設利用妨害禁止等仮処分命令申立事件

債権者 井 武志 外14名

債務者 加藤利彦 外 2名

2011年(平成23年)7月 1日

大分地方裁判所日田支部民事保全係 御中

債権者ら代理人弁護士 前 田 豊

同 弁護士 島 村 洋 介

主 張 書 面 (6)

(加藤利彦の陳述書に対して)

1 加藤利彦の陳述書

加藤利彦の陳述書(乙1)は、抽象的で、具体性がない。

「桃李苑」の温泉水供給管の本管の所有権については、いつ、だれが、いくらでどうしたかなど、具体的な記載がない。

2 「桃李苑」販売会社エアージャパンの代表取締役岩元隆

岩元隆は、「桃李苑」の販売当時、販売会社エアージャパンの代表取締役であった。同人は、のち中央農林の監査役(のち代表取締役)になり、平成21年2月22日、加藤利彦に代わって、中央農林の代表として、「桃李の会」など自治会代表者の前に立った。

そのとき、岩元隆は、天草五馬市温泉別荘自治会会長井武志ほか役員5名、桃李の会代表辻祐喜、榎木昭信及び内山隆之を前にして、「温泉源から設置されている各家までのパイプ等の施設の権利についてはあなた方にあります」と述べた(甲11の1)。これは、販売当時、販売会社エアージャパンの代表取締役であった岩元隆が、温泉水供給管の本管が中央農林の所有ではなく債権者らオーナーの所有(共有)であることを、債権者らオーナーに対し認めたのである。

加藤利彦の「陳述書」(乙1)は、これとも齟齬している。

3 温泉水道施設の所有者

中央農林は、平成22年1月29日、天瀬五馬市温泉別荘の会1班代表井武志、同2班代表井上善喜、同桃李の会代表辻祐喜、同八景・香葉の会代表武内憲一に対し、温泉施設の一つである共同風呂について。

「当中央農林としましては、各共同風呂は販売会社からの預かりであり、それを維持管理し、修理等も負担し利用しております」と回答した（甲44）。これは、中央農林が温泉施設の所有者ではないことを認めたものである。

加藤利彦の「陳述書」（乙1）は、これとも矛盾する。ただし、温泉水道施設の所有者は販売会社ではなく債権者らオーナーである。

4 タンク室の敷地の共有持分の価額が150万円か

加藤利彦は、「陳述書」（乙1）で、販売会社がオーナーに売却したのは別荘地とタンク室の敷地のみであったと述べている。

しかし、「桃李苑」の場合わずか530分の2の共有持分のタンク室敷地を、150万円もの高値で買う者はいない。もしそうなら暴利行為であり、販売時にはそう言って売っていたら、誰も150万円の温泉水道施設負担金を払わなかったはずである。エアージャパンと中央農林は、販売チラシに、「源泉地及びそれに付帯する施設等、敷地は各自共有登記になります」と書いて、「桃李苑」を売り出した。しかも、加藤利彦は、販売チラシの原稿に目を通し、自らゲラに手を加えて修正した。エアージャパン、中央農林及び加藤利彦にはその販売責任がある。

平成22年5月吉日、中央農林代表取締役渡辺謙二名の文書（甲43）は、「源泉部分の共有登記などは他社には殆どあり得ないもの」と述べて、中央農林には源泉地の共有登記をする義務があることを認めた。もとより、加藤利彦も宝林も同じである。

加藤利彦の「陳述書」（乙1）は、これとも矛盾する。

5 「陳述書」の署名押印

ちなみに、「陳述書」（乙1）の加藤利彦の署名押印は、今までの同人の署名押印と異なるようである。